

令和7年度群馬県欧州観光レップ事業

委託仕様書

1. 業務名

令和7年度群馬県欧州観光レップ事業

2. 業務目的

群馬県では、東京に長期滞在する欧米豪個人旅行者やアジア圏の中高所得訪日リピーターをターゲットとし、群馬県への誘客を促すとともに、来県したインバウンドの長期滞在化や消費額の拡大を図っている。

群馬県における欧州市場の割合は、全国および東京都における欧州市場の割合と比較すると小さく、欧州における群馬県の認知度は低い状況である。

本事業は、欧州市場における群馬県の認知度向上を図るため、欧州に観光レップを設置し、欧州市場の旅行ニーズを調査・分析を行うとともに、セールス活動およびプロモーションを実施するものである。

3. 設置場所

欧州主要都市（ロンドン、パリ、フランクフルト等）1か所以上

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5. 委託業務

（1）レップオフィスの開設と運営

① レップオフィスの開設

- ・レップオフィスを欧州主要都市に設置し、業務に必要な人員を配置すること。
- ・現地担当者は、日本語でコミュニケーションが可能な者とし、観光マーケティング全般および欧州市場の訪日旅行動向に精通していること。

② 月例報告

- ・（公財）群馬県観光物産国際協会（以下、「県協会」という）と毎月1回以上のミーティングを実施し、前月に実施した活動報告および今後の活動計画の共有を行うこと。

③ 問い合わせ対応

- ・専用のメールアドレス等を開設の上、現地からの問い合わせへの対応を行い、対応結果等を「②月例報告」で報告すること。

（2）誘客方針および活動計画の策定

- ・欧州市場における訪日旅行の現状や他県の動向を調査・分析し、誘客すべきターゲットを設定したうえで、群馬県の観光素材等を踏まえた効果的な誘客方針および具体的な活動計画を策定すること。
- ・活動計画の策定にあたっては、本契約期間、年間計画（契約締結日から令和9年3月末まで）および全体計画（契約締結日から令和10年3月末まで）の活動計画を提案すること。
- ・策定した誘客方針や活動計画を踏まえ、現地旅行会社や現地メディア等に営業を行う際に使用するセールスツール（営業用資料）を作成すること。

（3）その他

- ・BtoBセールスやBtoCプロモーション等、独自提案がある場合は、企画提案書で提案すること。なお、本提案を行うにあたってはターゲット市場やターゲット層を設定するとともに設定理由を記載し、本提案に要する経費は見積金額に含めること。

6. 目標設定

- ・以下の期間における KPI および設定した KPI の根拠を明記すること。
 - ア. 年間（契約締結日から令和 9 年 3 月末まで）
 - イ. 全体（契約締結日から令和 10 年 3 月末まで）

7. 成果物の作成および提出

(1) 提出物

以下の内容を含む本業務実施報告書の電子データ

- 1 業務実施概要
- 2 ～ 5 (2) で策定した誘客方針および活動計画、セールスツール
- 3 業務結果及び効果分析

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) 提出先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会 ツーリズムデザインユニット

〒371-0026 群馬県前橋市大手町二丁目 1 番 1 号 群馬会館 3 階

8. 完了検査

- ・本業務の完了後、速やかに 7 (1) 提出物を県協会に提出し、県協会の検査を受けるものとする。
- ・検査の結果、県協会から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の結果を持って完了とする。

9. 留意事項

- ・本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏洩したり、利用してはならない。
- ・業務の実施にあたっては県協会と協議の上決定し、進捗状況や確認事項を綿密に県協会へ連絡・報告すること。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県協会と協議する。
- ・本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- ・本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受託者の負担とする。
- ・受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ・本業務で得た成果品に関するすべての権利は、県協会に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という）については受託者に留保するものとし、この場合、県協会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ・受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。